

平成29年2月24日  
薬事衛生課長  
紺野 欽一  
TEL(内線) 4150  
(外線) 225-1440

## 知事指定薬物及び知事監視製品の指定について

本日、石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき「知事指定薬物」3物質、「知事監視製品」44製品をそれぞれ指定し、告示しました。

知事指定薬物及び当該物質を含む製品は、製造、販売、所持、使用等は条例に違反することとなり処罰の対象となります。

また、知事監視製品（今回指定製品を含め528製品。うち、69製品は法律\*により販売等が禁止されています。）を販売する者は、

①販売業の届出

②購入者に対して体内摂取禁止の説明及び説明書の交付

③販売記録の作成、購入者から体内摂取しない旨の誓約書の徴収等が必要となり、違反した場合には過料が科せられます。

知事監視製品（今回指定製品を含め528製品）を購入、譲り受けようとする者等は、

①体内摂取しない旨の誓約書の提出

- ・県内届出販売者から購入した場合は、販売店に提出
- ・県外店舗、インターネット等からの購入は、知事に提出

②誓約内容の遵守

が必要となり、違反した場合には過料が科せられます。

\*：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

### 記

1 知事指定薬物（3物質）

2-(2-フルオロフェニル)-3-メチルモルフォリン及びその塩類など3物質

2 知事監視製品（44製品）

パッケージに「AAA-Z」と表示のある製品であって、その内容物が液体のものなど44製品

3 施行期日

平成29年2月25日

4 その他

詳細は、県ホームページ「危険ドラッグ対策について」をご覧ください。  
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/yakuran/drug/taisaku.html>